

令和4年

第4回市議会定例会 議案第9号

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（平成6年函館市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改
め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条中「268円48銭」を「541円31銭」に、「11万
8,800円」を「12万1,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の額を改定するため